

第四十六回国会 衆議院 文教委員會議録 第二十二号

昭和三十九年四月二十四日(金曜日) 午前十時五十分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事二宮 武夫君

理事三木 喜夫君 理事山中 吾郎君

大石 武一君 熊谷 義雄君

谷川 和穂君 床次 徳二君

中村庸一郎君 橋本龍太郎君

松田竹千代君 松山千恵子君

落合 寛茂君 川崎 寛治君

長谷川正三君 和田 博雄君

鈴木 一君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(文部官房長) 菅 清君

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 山下 元利君

(主税課長) 税制第一課長 村山 松雄君

文部事務官 審議官 田中 彰君

専門員 田中 彰君

同日

四月二十三日

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として河本敏夫君が議長の名で委員に選任された。

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

委員河本敏夫君辞任につき、その補

欠として松山千恵子君が議長の名で委員に選任された。

四月二十三日

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案(小林武君外四名提出、参法第一五号)(予)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出、参法第一六号)(予)

同日

大口市の農村モデル図書館設立費用庫補助に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九二号)

磐梯山ろくに青年の家設置に関する請願(八田貞義君紹介)(第三二〇一号)

高等学校生徒急増に伴う施設整備財源確保に関する請願(湊徹郎君紹介)(第三二四二号)

各種学校教育振興に関する請願(壽原正一君紹介)(第三二六四号)

同(壽原正一君紹介)(第三三三七号)

同(壽原正一君紹介)(第三三六一号)

私立学校振興会法の一部改正に関する請願(壽原正一君紹介)(第三三二六五号)

同(壽原正一君紹介)(第三三三六号)

同(壽原正一君紹介)(第三三六二二号)

同日

好子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部

を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名提出、参法第一号)(予)

は撤回された。

本日(予)

小委員会設置に関する件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

○久野委員長 これより会議を開きます。

学校教育法の一部を改正する法律を議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 学校教育法の一部を改正する法律案につきまして少しく質問をいたしたいと思います。

まず第一に、今回の改正の眼目は、その提案理由にもありますごとく、「従来の暫定的な制度とされてきた短期大学を恒久的な制度とすることに伴い、短期大学の目的を明らかにするとともに、その学科組織を明確に定める等短期大学に関する規定を整備する必要があります。」これが提案理由であります。

また改正案の骨子でもあるわけですが、短期大学が従来暫定的な制度とされて発足したわけでございますが、短期大学制度がしかれてからすでに十四年にも相なるわけでございます。

その間に、いわば法文上は暫定的にはなっておりませんもの、制度の本質、実体としましては恒久的なものに移行したとおるといふ実情からいたしますれば、今回の改正案はしごくその当を得たものだといふふうに思う次第でございます。しかしその間明白にいたしておかなければならない点も多々あるかと存じます。まず、短期大学制度が今日まで発達し、発展をいたしてまいりましたところの経緯につきまして、お尋ねをいたしてみたいと思っております。

○村山説明員 短期大学の制度は、御指摘のように新学制の発足よりややくれまして、昭和二十五年に学校教育法の一部改正によりまして、大学の修業年限の特例という形で附則百九条に規定をされまして発足したわけでございます。その趣旨は、新しい学制は六・三・三・四の非常に単純な単線型の制度を主として発足したわけでございますが、その中で大学制度は四年制というところで発足いたしました。昭和二十二年に学校教育法が制定されました、これに基づく新しい大学が、昭和二十三年に私学が十一校ほど、次いで昭和二十四年には大部分の国、公、私立大学が発足したわけでございますが、やってみますと、旧制の高等専門学校の中には一挙に四年制の大学になることにつきまして困難を感じたものが出てまいりました。教育組織につきましても、施設、設備におきまして一挙に四年制の大学の基準を満たし得ないものが、相当数出るといふことがわかってまいりました。それから他方高等教育のある種分野、たとえば女子の教育などにつきましては、四年制の大学では、年齢的に見ても、あるいは経済的負担の面からも、一挙に進学を決定することは困難であって、四年制の大学よりは比較的短期で、もっと実地的な教育をする高等教育機関が必要ではないかという意見が強くなってまいりました。そういう意見を背景といたしまして、当時の教育刷新審議会の答申などにも基づきまして、短期大学の制度が昭和二十五年に設けられたわけでございます。そういう経緯もございまして、当時は四年制の大学を単純な単線型の学校制度として強く育成すべきだという意見が一方にいたっていたへん強かったものでございまして、実際上の必要に基づきまして発足した短期大学の制度は、当分の間の暫定措置として様子を見るといふことで、変則的な形で発足したのでございます。以上が短期大学制度発足の事情でございます。

○上村委員 そういいういきさつで短期大学制度が発足したその当時と現在とは、あるいはその学校数とか学生数などにおいて変化を来たしておるかどうか。もちろん変化を来たしておるわけでございますが、どういふふうに変わり方をしておるかという点をお尋ねしておきます。

○村山説明員 短期大学の実情を発足当時と現在とにおきまして、学校数や

学生数、それからその学科の内容等について対比して申し上げますと、昭和二十五年の発足当時におきましては、学校数が百四十九校でございましたが、昭和三十九年度におきましては三百三十九校に達しております。二倍以上の増加を見ております。それから入学定員につきましても、発足当時の昭和二十五年には約二万人でございましたが、今日では四万八千人に達しております。これまた二倍以上の増加を見ております。内容的に見ますと、四年制の大学が主として男子の比率が高くなつて、しかも女子の占める割合が年々増加する傾向が著しい特色になっております。発足当時におきましては、短期大学におきましても男子六に對して女子四という割合でございましたが、昭和三十八年度になりまして、在學者におきまして、男子が三万五千人に對しまして女子が八万四千二人に達しております。比率といたしまして三對七、女子のほうが男子の二倍以上という実情になっております。学科構成につきましても、四年制の大学が人文、自然、社会三鼎立の学問分野、それからすべての職業分野にわたつて学部、学科が設けられておるのに反しまして、短期大学のほうは家政学科あるいは文科系の学科が全体の六割を占めております。職業教育に関する学科は比較的少ないという実情になっておりまして、内容的にも四年制大学とはやや異なつた特色を示して發展してまいりました。

○上村委員 要するに短期大学というものが発足をしたいきさつ並びにその後のいろいろ変わってきた点につきまして御説明があったわけでございますが、この短期大学という制度が現実社会の中へ根をおろしてしまつたということは、もう否定のできない事実でございまして、もういたしませんと、この短期大学の位置づけでございます。要するにこの短期大学というものを四年制大学の中に位置づけたものか、それとも他の特殊な目的を持たせているのか、その点についてお尋ねしておきたい。

○村山説明員 短期大学の恒久化にあたりまして、この性格をいかに解するかというところは基本問題で、種々検討がなされたのでございますが、結果におきまして、御審議をいたしております。まず法文に見られますように、大学として性格づけ、位置づけをいたしました。したがって、学校教育法第一条に学校の種別が大学以下、幼稚園、特殊学校に至るまで掲げておりますが、この種別の一つとして短期大学という名称は掲げなかつたのであります。学校教育法一条の関係では大学に含めて位置づけしております。それから具体的な条章は第五章の大学の章にあるわけでございますが、ここにございまして大学の章の中にも別の節を立てるとか、すなわち大学とは全然別種の学校であるという位置づけはいたしませんで、大学の章の中に特別の目的を掲げ、それに対応する修業年限の規定をし、それから以下短期大学の基本的構成が、学科構成からなるというふうな必要な事項を含めた一条文を起すというかまじえ方をしたわけでございまして、

一種であるけれども、四年制大学とは違つた目的を持つておる。したがって二年または三年という短期の修業年限で、主として実務的な職業やあるいは實際生活に必要な知識教養を与えることを目的とする高等教育機関の一種として位置づけられた次第でございます。

○上村委員 短期大学が四年制大学の中に位置づけた。もちろん四年制大学と違ふ点は、先ほどの御説明でわかりますが、そういたしますと、高等専門学校と違ふ点はどういう点ですか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○村山説明員 高等専門学校は形式的に申しますと、学校教育法の第一条におきまして、大学とは別の種類の学校である旨をはつきりいたしておりました。したがって、内容的な点につきましても、大学の章とは別の章を設けて規定してございます。基本的に違ひますのは、その目的が工業に関する職業教育をもつておる点におきまして、四年制大学と違つておる、また短期大学とも違つておるわけでございます。それから修業年限につきまして、短期大学が高等学校卒業者を入学させまして、二年または三年、それから四年制ですと四年の修業年限を持つておるのに対して、高等専門学校は義務教育である中学卒業者を入学せしめておきまして、五年間の修業年限を持つておるわけでございます。年齢段階から申しますと、高等学校の段階と大学の前半二年の段階を含めまして五年におきまして、しかもその間に前期、後期といったような区切りを設けて、五年間を一貫した職業教育を行なうところに高等専門学校の特色がござい

短期大学の設置基準を見ますと、今回御審議願います第六十九条の二の目的規定とほとんど同じような目的を掲げて、現実短期大学は設置され、運営され、そういう目標のもとに発足当時に対比いたしまして、学校数におきましても、学生数におきましても、二倍以上に達するという発展を遂げてまいったのでございます。

そこで私も立案するにあたりまして、五十二条と七十条の二の間において、修業年限が短いということに着目して独自の目的を立てたい、いろいろ考えたわけでございますが、短期大学が現在まで存在し、発展してまいった現実の目標を尊重するのが今回の恒久化の趣旨に一番即するのである、ということと、御提案したような表現を短期大学の目的として採用することといたしたわけでございまして、これによって従来の短期大学の実体を変更するというようなことではなくて、むしろ従来の実態に即して恒久化ができるのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○上村委員 実私がかかる質問をいたしますのは、冒頭に申し上げましたように、短期大学制度というものは要するに暫定的だけれども、もうすでに十四年を経過し、そして社会の要請にもこたえた、そして法文的には暫定的な制度になっておるけれども、実際問題としては恒久的な制度として社会の大地に根をおろしている、こういうような意味から法改正をいたすということは、私は社会の要望にも、また期待にも沿うゆえんであると思うから、全幅的に賛成である。しかし、これをどういうふうな位置づけるかということ

は非常にむずかしい問題がある。それで、その大学をいわゆる四年制大学のほうに範疇へ近づけるか、あるいは高等専門学校校のほうに範疇へ近づけるかというような問題に相なるであらう。しかし私は、四年制大学のほうへ近づけておいたほうがいいのじゃないか、こういうような意味において、この原案には賛成であるが、四年制大学と高等専門学校との間の大きな差というものは、要するに教育でありますからして、人格形成なりあるいは教養という部分についておるそかにすべきものじゃない、これが重点であることは間違いない。けれどもその中において、高等専門学校の場合と四年制大学の場合におきましては、この学校教育法の規定においても、たとえば大学の場合に知的、道徳的及び応用的能力を展開させるというように、教養的な部分が相当重視されておる。高等専門学校の場合にはその文句がない。しかも先ほどの御説明によれば、短期大学制度の発足の当時から現在までの経過、変遷を見ますと、いわゆる女子の關係の短期大学というものが、社会の要請でございまして、非常に発達した。

だから、先ほどのように男子と女子では三対七、二倍以上の学生数に相なっております。こうすると、わかりやすい話でいえば、女子としましては家庭生活に入るところの最後の仕上げとして非常に適しておる制度に相なっております。ではなからうか。そういうような観点からいたすならば、私は、この大学の五十二条の規定の中にありますように、教養の部面というものを、もつと重点を置いていくというふうなもの、現在の短期大

学制度に適するのではなからうか、こういうような点からいま御質問をいたしておるわけでありまして、実は短期大学の目的として「知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」こういう大学の目的を今度の改正案の中に載せていない。これはその点をむろん含んでおるとい意味に解していいの、あるいはそれを載せなかつたために特殊な目的を持っておられるのか、その点について特に大臣にお尋ねをいたしておきたいと思っております。

○灘尾国務大臣 およそ教育をいたします場合には、単なる技術のみを授けるということとは、私は教育制度としては欠けるところがあるのじゃないか、かと思っております。いかなる場合においても、教育を受ける人たちが職業人、社会人として必要、一般的な教養もあわせて授けるということとは、常に配慮しなければならぬことではないかと思っております。

今回の短期大学の目的についてでございますが、いわゆる四年制大学の目的に書いてあります字句と異なっております。これは、四年制大学が一般教養を授けることを特に重視いたしておると思っておりますが、これはが過ぎるか、かと思っております。大学は直接社会の要求に直ちに役立つということも、できるだけ人間の基本的な知能を発展させる、こういうふうなところに大きな重点があるのではないかと思っております。その点に關しましては短期大学のほうにむしる専門教育のほうに重点を置いて、こう申し上げてよろしいかと思っております。もとよりいま申しました心持ちでございますので、短

期大学が専門教育のための基礎教育、または職業人、社会人としての必要な一般教養を授けることを決して否定するものではない、適当にあんばいをしていまして、そういう点についても、より教育をしまいらなければならぬものと考えておる次第であります。ただ四年制大学と短期大学との重点の置き方という点に着目いたしまして、書き方を変えて特色をあらわした、このように御了承をいただきたいと思っております。

○上村委員 御趣旨はよくわかるわけでありまして、ただ希望的に申し上げることは、短期大学の実態というものが、女子短期大学というものが二倍以上になっておるとい現実情というものを考えますと、短期大学の発足当時と現在の短期大学の実態というものにつきましてはいろいろ変化をきたしておる。そういったすれば、私は、学科その他教授科目におきまして、一般教養というものもよく四年制大学の点も勘案しまして御指導を賜りたいと思っております。そういったし、と、高等専門学校と同じ範疇に入っていく状態であって、四年制大学の系列の中に入れたという趣旨が現実には明白になってこないというふうな思っております。その点を御希望をいたしておるわけでありまして。

次に、この改正案というものは、短期大学制度に關する中央教育審議会の答申に沿っておるものかどうか、この点についてお尋ねしておきたいと思っております。

○村山説明員 短期大学制度の改善に關しましては、中央教育審議会は実はいろいろな角度から何度か審議いたし

ております。特に短期大学制度の改善そのものを目標として答申いたしましたのは、昭和三十一年十二月の短期大学制度の改善についての答申でございます。その答申の骨子は、暫定的な制度である短期大学は恒久的な制度にすべきである。短期大学が発展してまいりました職業または実生活に必要な学術、技芸を教授、研究する機関という存在意義を認めまして、そういう目的、性格を有するものであることを明らかにして恒久化する、こういう答申をしたのでございまして。その後、たとえは科学技術者教育の改善についての答申、あるいは昭和三十一年に出ました大学制度全般に關する改善の答申におきまして、中央教育審議会におきましては、短期大学を当初に取り上げました三十一年の答申の趣旨に沿って恒久化するべきだということを重ねて確認いたしております。したがって、このたびの改正案は、これらの中央教育審議会の答申の趣旨に沿ったものというぐあいに考えております。

○上村委員 この中央教育審議会の答申は、この短期大学の位置づけについてはどの線に沿っておくのがいいの、かという点まで触れておられますか。その点もひとつお伺いしておきます。

○村山説明員 四年制大学とは別の目的、性格を立てて恒久化しろということをいっております。しかし、どの程度別にすべきかというふうな点につきましては、詳細の点には触れておりません。それから、中央教育審議会におきましては、一時は専科大学のなにもに改善したらどうかという意見もあつたわけでございまして、その問題

は前回の学校教育法改正によりまして、高等専門学校制度ができましたので解消いたしました。もっぱら四年制大学との対比においてもっと実質的な目標を立てて恒久化すべきだというように、中教審の意向は承っております。

○上村委員 そうすると、この短期大学は四年制大学とは目的をある程度異にしておるから、それは明白にして恒久化するがよからう、そしてそれはわゆる四年制大学の系列のもとに位置づけていくというほうがよからう、これははっきり言っていないけれども、その趣旨だ、だからその趣旨に沿って今度の改正案は立案されておるのだ、こういうふうに乗っかってよいかどうか、なおお尋ねしておきます。

○村山説明員 そのとおりでございます。○上村委員 私はいまのお説のほうがいいというふうに思っておる一人です。そしてこの見解、今度の改正案の方針、そういうものについての短期大学関係者の方々の御意見もいろいろあるかと思いますが、その点についてひとつお尋ねしておきたいと思えます。

○村山説明員 短期大学関係者と申しますと、現在短期大学は国立、公立、私立三種類ございまして、それぞれ協会を結成いたしております。文部省としては、個々の短期大学全部の意見というのはいへんでございますので、主として協会の意見ということで関係者の意見を従来採聴してまいりましたわけでありまして、そのうちで、国立の短期大学協会はあまり明確な意思表示をされておられません。それから公立の

短期大学協会におきましては、一時は専科大学の方向にいくことを要望された時期もございまして、最近では実情に即した恒久化という方向で御意見を承っております。それから私立の短期大学協会におかれましては、これは始終一貫して大学の範疇において恒久化してもらいたい、こういう御要望を何度も出されておられます。もう少し具体的に申しますと、第一条の学校の種別を別にしないでほしい、それから第五章の大学の章の中で具体的な規定をして、別の章を立てるといふようなことはしないしてほしい、それから目的、性格については、四年制の大学と別の目的を立てることは差しつかえないけれども、著しく違った目的を立てることは困る、いずれにせよそういう趣旨が生かされるのであるならば一刻も早く恒久化してほしい、こういう御要望でございます。今回の改正案を立てるにおきましても、短期大学協会の御意向は内々伺いましたけれども、細部の点につきまして若干考案の幅はございますが、究極的には各団体もこの方案の内容に御賛成で、一刻も早く恒久化してほしい、こういう御意向を出されておる次第でございます。

○上村委員 そうすると短期大学のほうからも、大体いまの四年制大学の範疇の中へ位置づけてほしい、こういうふうに乗っかっておいていいのかわかるところ、その点をもう一回お尋ねします。

○村山説明員 大学の一つとして置いておいてほしい、大学の範疇から逸脱することは困る、こういうことであります。高専のほうにあまり近づくことは困る、言いかえればこういうことかと思えます。

○上村委員 次に、短期大学の学生の学科系統別の分布というものがわかっておれば、ひとつお答えを賜わりたいと思えます。

○村山説明員 現在の在学者を系統別に申し上げますと、在学者総数は約十二万人でございます。そのうちで家政系統の学科が約四万六千人でございます。したがって、約四割ということになります。それから文科系統が約二割、それから法律、経済、商科といった法商経系統が約一八%、それから理工系の技術者の養成を目標とするものが約一三%、その他少数でございます。が教育あるいは保育、音楽、美術、体育等がございまして。

以上、大体家政、教育、保育、体育等の学科は性別で申しますとほとんど女子が大部分でございます。理工系や法商経系統は男子のほうが多いと思えますが、絶対数が理工系や法商経系統が少ないものですから、性別で対比いたしますと、女子が七割、男子が三割というふうなことになるわけでありまして。

○上村委員 私はこれをもって質問を終わるわけでございまして、最後に文部御当局に御要望しておきたいのは、ただいまの学科系統別の分布の詳細の御説明にもありましたように、家政系が最も多く四万六千人だということ、こういうふうな実態が結局短期大学の一番大きな社会的要望とともに、その実態を形成しておるのだらうと思えます。なお、短期大学に志望される方は実態として勤労関係、要するに勤労学生が多い。こういう意味からいたしまして、専門的な技術あるいはそういうものを教授、研究することが必要

であることは論を待ちませんけれども、少なくとも四年制大学の範疇に入れた以上、要するに大学を卒業したということに対する社会的期待にそむかぬように、その教養的な面、大学生にふさわしいところの卒業生を出すような配慮というものがなされなければならぬ、私はこういうふうにも思っております。先ほど触れましたけれども、大学と称する以上一般教養というふうな面における重視というものを軽視してはならぬというふうな意味におきまして特に御留意を賜わりたい、こういうことを付言いたしましたので、私の質問を終わりたいと思えます。

○久野委員長 次に、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○落合委員 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案につきまして、御当局に御質問をしたいと思います。御当局は、法案に対する個々の問題につきましては、いろいろ疑問もあり、質問もあつたのでありますが、この際は、私学振興会法の根本的な問題について検討の機会を与えられたという考えのもとに、総合的に本案に対して質問をしてみたいと思っております。

御承知のように、私学振興会が発足しまして、ことしですでに十二年をけましております。その経過をいろいろな記録やその他で見ますと、きわめて不燃焼と申しますか、不完全燃焼と申しますか、出発当初のいろいろな理想

的な考えからだんだん遠ざかっておるといふふうに見られるのであります。そこで今回また新しくこの振興会法に對して、各種学校の問題がそこに包括されるようなことになってまいりましたので、この際は、むしろ振興会法に對する根本的な検討をしてみたらどうであるか、こう考えるものであります。

最初に、私、さきの委員会で問題にもなりましたが、学問の尊厳は画一的でない自由さにあるといつても過言ではないと思つておりました。遠くオックスフォードとかケンブリッジとかにその例を求めなくても、わが国の著名な各私立大学の持つおのおのの權威ある特徴、これがすでに国家的にあらゆる方面に貢献してまいりましたことは、いまさら申すまでもありません。しかるにどういふものか、従来長い伝統によりまして、わが国は官尊民卑というふうな風潮に災いされて、国立、公立の大学と、私立のその間に於いて幾多の偏見が持たれてきておる事實は、今日でもなおこれが消え去つてないのではありません。その最も顯著な一例を見ますと、その経営面において、これらの差別がそれを非常に雄弁に物語っております。で、私調査をしてみますと、三十八年度の予算面におきまして、国立大学七十二校、これは二十一万五千人ですが、これに要する経費が千十億円、学生一人当たりの平均が五十一万五千円かかっております。わが国大学の教育の現状から言いますと、それならば私立大学の受け持つ学生はどのくらいあるかといつますと約六十万人、国民の要求しております

す大学教育の約七五%を民間で受け持っておる実情であります。これに對しまして、国がどれだけの補助、助成をしておるかといふと、八億二千五百万円が私立大学研究設備助成金、これが学生一人当たり千五百六十円平均になっております。それから理科特別助成補助金十四億九千二百一十七万円、一人当たり一万五百九十四円、これを見ましても、国立、公立に比べて、私立大学の經常費というものは、まことに輕微なものであります。国から受ける補助の率というものが驚くべき低率なものなのであります。私立大学の経営の内容等について見ますと、やむを得ず学生の授業料とあるいは納付金、寄付金、その他足りないところは各大学がくめんをして、高利の市中銀行から借入れ金をたいがいやっております。私今回二、三の著名な私立大学に参りまして、直接いろいろな収入財源とかその他それを確保する方法等につきまして見聞いたしたのであります。これは先日の委員会でも非常に問題になりました。南先輩をはじめとして与党の方、野党の方すべてが一致して非常な議論が持ち上がったのであります。結局その私立大学に対する寄付金というものにも全部税金がかけられております。ところが国立、公立の大学に対する寄付金には税金が全免されている、こういう状態なのであります。これを要するに、最初に申し上げましたように、十二年前に私学振興会が設立されました当初のいわゆる理想的な考えからいふと、これはその理想からまことに遠く離れたものである、こういう事実がある以上、私は今日この私学振興会の

性格というものをもう一度よく検討してみなければならぬと考へるものがあります。幸いにさきの委員会におきまして、この問題が提起されましたところが、灘尾文部大臣が答弁に立たれまして、はつきりと大蔵大臣とまっくらから対立するような答弁をされました。私はこの異例なくらいと思われ文部大臣のき然とした御答弁に非常な敬意を表するものであります。この際ぜひこの振興会法の根本的な検討をしていただきたい、こう思うのであります。これに對しまして、文部大臣が先日御答弁くださったように、そのお考えは今日でもそのままであるかどうか、さらに大蔵大臣をここに呼んで、文部大臣と大蔵大臣、大蔵、文部が相ともに、ここで何と申しますか、両者の主張をわれわれ委員の前で、委員会において、対決をしていただいで、そうしてあくまでもこの議会における一つの成果として、これがわれわれの望んでおります私学に対する寄付金にも、決して将来課税はしないという実際の政治上の確約をとりたいと思は思ふのであります。これに對しまして文部大臣のお考えをひとつ率直にお披露を願いたいと思ひます。

○八木政府委員 大臣がいまちょっと参議院の本会議に出ておりますので、私からかわつてお答え申し上げます。いま落合さんのおっしゃいましたように、私学がわが国の大学教育に果たしております役割りというものは非常に大きなものがあります。七〇%以上の養成をやつていただいております。心であつてはならないことは言うまでもないことでございます。いままて文部省がとつております基本的な態度というものは、前にも大臣が申しましたように、私学の自主性というものを尊重しながら、しかも私学の困難な事情をどのように政治がバックアップしていくか、こういうことだと思つております。その前提に立つて、一つは私学振興会の基金というものを充実強化さしていこうというやり方、これは私学の施設というものをそれによつて有利に確立できるような方策という意味の前提に立つて、これがなされておるわけでございます。いま私学の拡充計画が非常に大きいわけでございますから、それだけに年々振興会出資金、あるいは昨年から財政投融資の投入といったように思ひ切つた措置をしながらも、なお要請と比べますならば足りないところがあるわけでございます。その意味でいよいよ高等学校急増が終つて、大学に生徒が殺到するという時点でございまして、これから後振興会出資金に対するあるいは財投に対する金額というものをうんとふやして、施設設備の面において私学が高利の金を借りないでもやれるような対策を考へていくということが一点あるか思ふのであります。幸いに財投の金が昨年が二十億で本年が四十億といふふうに、倍増をいたしておるわけでございますので、このベースの上立つてそれらの資金源というものの確保に努力してまいらぬということが一点あるわけでございます。それから、それ以外にいまおっしゃられましたように、理科教育、産業教育というものの充実強化というふうな意味におきまして、私大の研究設備助成、あるいは理科特別助成という道を開いておるわけござ

いですが、助成というものがこの二点に大体しぼられる、共済組合の補助金がありますけれども、学校自体に對してはこの二点にしぼられておるわけでございます。そこでいま落合さんのおっしゃられました私学の経営というものが非常に困難である。その経営の困難性を私学はやむを得ず、たとえば授業料の値上げであるとかあるいは入学金の増額であるとかいったようなことによつて、ようやく当面を糊塗しておるといふ姿は、政治が冷淡ではないかというお話であると思つております。その点については全く現実はそのとおりであると思つております。それならば先ほど言つた学問の自由あるいは私学の自主性というものとからみ合わせながら、国が経営補助をやり得る可能性がどの程度あるかということについては、なかなか問題のあるところであらうと思つております。その点については私学側にもまだ完全な意見の一致を見ないようでありまして、この際経営の補助を思い切つてやるべきであるという議論をなす方々、そういう議論をされる中には三分の一の経営補助を出せるようにすべきであるという意見を述べられる方があるかと思へば、一方にはそういうようなことをやつて文部省の介入を許し、あるいは会計検査院の介入を許すということ、私学の自主性に対する侵害であるというふうなことで、それに反對する者等もあつたりいたしますので、まだ議論が完全に一致しておるとは言いがたい事情にあるのではないかと思ひます。文部省もそういうふうな現実の私学側の動きというものをながめながら、自主性を尊重しながら助成し得る方法はどういうものであるか、いま検討をいたしておるといふのが現実の姿であります。

第三点としていま落合さんのおっしゃられました私学の経営安定あるいは施設の充実強化のための一つの手段として、いわゆる寄付行為に對する画期的な措置をやるべきである、これは異存のないところでありまして、現実にはここ数年來あるいは相続税問題に關して道を開いた、あるいはまた法人税や個人所得税等も幾らか緩和措置を進めておられますけれども、その現実はまだ十分であると言ひたいわけでありまして、その意味で大臣も前回のこの答弁において、これから後その寄付行為といふものがもつと安直に、しかも大幅にできるような態勢をしくようにしたい、こういうふうな言われたのはその意味であります。そのことについては文部省自身として何ら反對することはないのであります。これから後努力することは間違ひはございません。ただ一言、この間の質疑で、私、聞いておりながら感じたことと申しますけれども、現在私学が寄付を要請する場合に、いわゆる施設整備等によつてこの寄付を行なうという場合には、指定寄付制度というのがあります。これはこれこれの施設を充実するために免税をしてくれということと要請した場合に、もちろんそれは国税庁のほうの許可が要るわけでありまして、けれども、大多数の学校はその指定寄付の恩恵を受けられる余地が残つております。その指定寄付の制度によつた場合には、これは言うまでもなく免税になるわけでございます。問題は一般寄

付の場合にもう少し弾力的な運用ができるようにせよということではないかと思ひますので、その指定寄付という制度の大幅な活用をはかることも一方にしながら、一方一般寄付というものがもう少しやりやすいようにすることに、文部省も大蔵省に対して強く要請しなければならぬ、こういうふうにも考えておるわけでありませう。そういう考へ方の上に立ててこれから後も相ともにひとつ努力を合せて、りっぱな成果をおさめるようにこれからの向けていきたいと思つておりますので、一そうのお世話をお願いしたいと思います。

○落合委員 次官の表明の誠意あふれる点はよくわかりますが、私はそれをお聞きしたいのではないのでありまして、要するに大臣がこの間あつたことを確言された以上、委員会に対してどういふ処置をとられるか、先ほどの理事会で仄聞しておりますが、大蔵大臣もどうも呼ばれるというふうなお話なんでありまして、そういう具体的な点につきまして理事会の何があつたと思ひますから、ひとつ委員長先ほどの理事会の決定をお話し願ひたいと思ひます。

○久野委員長 前回の委員会の際にも申し上げましたとおり、当委員会に大蔵省の関係方をお呼びしまして、この法案の審議を進めていきたい、私もかように思つてせつかく努力中でございます。できる限り早い機会に実現いたすよう努力いたすことを申し上げさせていただきます。

○落合委員 それを伺いましてまことに力を得たわけですが、結局いまの非常に乏しい私学の財政で、寄付

という問題は実際に聞いてみまして非常に大きな問題になっておるわけでありまして、前年度は百四十億程度であるのでありますが、もし税金はかかるまいというふうなことになつていきましたら、これが非常な額にふえていくだらうというところは当事者が言つております。そういう問題であり、そしてまた授業料とかその他無理をしてまで金を集めておる現状であることを考へてまいりますれば、大蔵省が文部省の何によりまして、当然これは常識的にだれが考へてもあたりまえなことなのであります、法の盲点を悪用と申しますか善用と申しますか知りませんが、大蔵省があべこべに法の盲点を利用して、私学を苦しめておるといふも過言でないと思つておるものであります。だからして、こういう問題を解決することこそ國の政治だ、こう私は思つております。それをただいたすに法理的な解釈で糊塗していくというふうなことではなしに、どうかひとつ、この際この問題をとことんまで法理的にもすべての上から洗つていただいて、結論を文部大臣と大蔵大臣の間で出していただきたいということをお願いいたします。

○山下説明員 たいま御指摘の点について、お答え申し上げます。ただいまも文部政務次官からお話がある寄付金につきましては、指定寄付金という制度がございます、その指定を受ければ、たとえば会社等が寄付を

いたしました場合には、損金に算入することができるといふシステムになっておるわけでございます。したがいま指定寄付金のお話ございました場合には、その要件に該当いたしますものにつきましては、大蔵大臣が告示いたしておりますので、三十八年の数字はわかりませんが、三十七年で六十億程度の承認をいたしておる次第でございます。ただ、ただいまも次官からお話ございましたように、この制度は、「国又は地方公共団体に対する寄附金及び大蔵大臣の指定した寄附金」こうなっております。国または地方公共団体に対する寄附金は、いわば無条件に指定寄付金、つまりそのまま損金にできる。それ以外のものにつきましては大蔵大臣が指定する。この大蔵大臣の指定いたしますにつきましては要件がございまして、ただいまの要件では施設等に使用される場合はよろしゅうございまして、一般寄付とおっしゃいましたが、普通の維持費とか経営のためのものでございましては認めないというたてまえになっております。これはやはり、国に対して納められる税金というものを納めないで使われる目的が何であるか、国に納められると同様に公共的なものについてはそのような指定をしてほしい、そうでないものにつきましてもこれは指定がないというたてまえになっております。

ただもう一点申し上げますと、この指定寄付金の制度は単に学校だけではございせん。ここにも書いてございまして、おりに、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献」と広く学校教育以外に社会福祉等につ

きまして同様の問題があるわけでございます。国に對する寄付とそれ以外のものに對する寄付とをどのように扱つかという点につきましては、やはり相当の違いがあるのではないかと考へておりますので、その点を申し上げます。

○落合委員 いま伺いますと、学校に對する寄付も一般のものに繰り込んだり扱いということではできないものなんでしょうか。たてまえ上どういふことになつておりますか。

○山下説明員 最後に私が申し上げましたとおり、この指定寄付金と申しますのは、学校のみならず、ほかのものにつきましても国に對する寄附金と同様な寄附金を指定するということになつておりますので、単に学校だけに對してその要件を緩和するかどうかにつきましては、他の事業との関連も十分考慮いたさなければならぬという点がございまして。

○落合委員 そうすると大蔵省は、学校経営というものは営利事業とみなしておられるのですか。

○山下説明員 学校経営自体を収益事業とは考へておりません。

○落合委員 そうするとたてまえおっしゃった、寄付をもらったところで維持費とか経営のためのものには使えないという根拠はどこから出てくるわけですか。

○山下説明員 私の説明が多少不十分でございましたが、この指定寄付金の制度は、営利事業については全然問題

にならないわけでございます。すべて公益事業に對してのことでございます。その点はつきり申し上げておきます。公益事業と申しますのは、ここにも書いてありますように、社会福祉であるとか、文化の向上であるとか、教育の振興であるとか、すべて公益事業でありまして、営利事業につきましては、すべて指定寄付金の制度の入り得る余地もありません。ただそういう公益事業の場合にも、学校教育のほかにか、いわゆる一般の文化の向上であるとか、社会福祉であるとか、いろいろなものがございますので、そういうものにつきましてもあわせ考へなければならぬ、かように申し上げておる次第であります。

○落合委員 そうすると学校のいわゆる事業というものは公益事業に入らないのですか。

○山下説明員 学校の事業は当然公益事業であります。

○落合委員 それならばすべて学校の寄附金というものは受け入れてもいいはずじゃないですか。

○山下説明員 公益事業でございますけれども、それに対する寄附金をすべて免税にするか、それに対する寄附金はすべて、会社等が寄付いたしますれば、それを損金に算入することができるといふことにつきましては、これは税制上非常に重大な問題でございます。國に對する寄附金、それ以外に公共事業をなさつておる一般の民法法人等に對する寄附と同じに考へるかどうかというところは、税金の本質に關係してくる問題でございます。公益事業に對する寄附金をすべて免税にするということにはいささか問題があるかと思ひま



す。

○落合委員　そういう問題はだれがきめるのですか。

○山下説明員　法人税法の施行規則で一般的な寄付金の限度をきめておりますが、その限度とは別に、政令で大蔵大臣の指定したものについては全額損金に算入することになっております。大蔵大臣がその政令によりまして指定いたしております。

○落合委員　ですから、問題をもとに戻して、どうしても大蔵大臣に委員会に出席してもらおう、そうでなければこの問題はどうしても取り下げない。皆さん賛成してくださいませか。〔賛成だ〕と呼ぶ者あり。各大学に行っても、理事会で学者たちが集まって論議をしていることも、全部この問題なんです。この不合理をどうして政府で是正してくれないのだからかということ。は、これはもうすべての声なのです。ですから私は、ここまでよく煮詰まっている問題なのでありますし、少なくとも賢明なる文部大臣はかくのごとく確信もしておるわけでありまして、要するに、問題は文部大臣の考え一つでどうにでもなると思いますから、この際ぜひとも大蔵大臣にこの委員会に出たいて、文部大臣とわれわれの前で対決してもらうことを条件にして、私の質問を中止いたします。

○久野委員長　ただいま御要望の件については、先ほど申し上げましたとおり、委員長におきましてせっかく努力いたしたいと存じます。

○久野委員長　次に、小委員会設置に関する件についておはかりいたします。

す。

文化財保護に関する調査のため、小委員十名よりなる文化財保護に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置いたしました小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久野委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる五月八日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三分散会

昭和三十九年五月六日印刷

昭和三十九年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局